

学校会計についての解説（企業会計との違い）

企業会計は、利益の追求を目的に、収益と費用からその経営成績を知ることにあります。学校法人は、学校を運営しその目的である教育・研究を遂行することにありますので、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることが学校法人会計の目的となります。

相違点をまとめると以下の表の通りとなります。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利益獲得のための経済活動
会計処理のルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書 活動区分資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表

計算書に係る用語解説

■計算書について

[資金収支計算書]

当該会計年度に行った教育研究をはじめとして全ての活動に対応する収入及び支出の内容を明らかにするとともに、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

[活動区分資金収支計算書]

上記、資金収支計算書に記載された決算額をもとに、「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の3つの活動区分に分け、学校法人全体の活動区分ごとの資金の流れを把握するための計算書類です。企業会計で言う、キャッシュフロー計算書に相当します。

[事業活動収支計算書]

学校法人の経営状況の健全性を判断するために、当該会計年度の収支の内容及び均衡状態を明らかにするもので、企業会計における損益計算書に相当します。経常的な収支として「教育活動収支」と「教育活動外収支」、臨時的な収支として「特別収支」の3つの経理区分とし、その区分ごと、または経常的・臨時的区分における収支状況が把握できる計算書となります。また、「基本金組入前当年度収支差額」を表示することにより、施設設備の取得等によって毎年度大きく変動する基本金組入額の影響を受けない当年度の収支差額が明確となっています。

[貸借対照表]

年度末における資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）を明らかにし、学校法人の財政状態をあらわすものです。

■計算書の科目について

資金収支計算書(活動区分資金収支計算書)・事業活動収支計算書に共通の科目

科目	概要
学生生徒等納付金収入	授業料、施設整備費、入学金等学生から納入されるもので、収入の内最も大きな割合を占めます。
手数料収入	入学検定料、試験料、証明書発行手数料等をいいます。
寄付金収入	金銭を寄贈者から贈与されたものです。
補助金収入	国または地方公共団体から交付される補助金です。
付随事業収入	公開講座収入や外部から委託を受けて行う受託事業収入等をいいます。
雑収入	資産以外の物品の収入、その他該当しない収入をいいます。
受取利息・配当金収入	預貯金や有価証券の利息・配当金収入をいいます。
人件費支出	理事、監事に支払う報酬、教職員へ支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、退職金等をいいます。
教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費をいいます。
管理経費支出	教育研究活動以外の活動に支出する経費です。学生募集の経費も含まれます。

資金収支計算書(活動区分資金収支計算書)の科目

科目	概要
前受金収入	翌年度分の学生生徒等納付金が当年度に納入された収入をいいます。
資金収入調整勘定	その年度における支払資金の実際の収入と支出だけで計算したのでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以降に収入・支出となるが当年度の活動に属するものも含めて計算します。 資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いる勘定のことを「資金収支調整勘定」といいます。
資金支出調整勘定	「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。 資金収入調整勘定 「期末未収入金」：当年度中に収受すべき収入のうち、入金翌年度以降になるものです。 「前期末前受金」：当年度中に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のものです。 資金支出調整勘定 「期末未払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うものです。 「前期末前払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済みのものです。
施設関係支出	建物、構築物、建設仮勘定、施設利用権などの支出をいいます。
設備関係支出	教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両等の支出をいいます。

事業活動収支計算書の科目

科目	概要
教育活動収入	学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など教育活動における経常的収入です。
教育活動支出	人件費・教育研究経費・管理経費などの学校法人の経常的支出で、減価償却額も含まれます。
教育活動外収入	資金運用の受取利息など経常的であるが教育活動外となる収入です。
教育活動外支出	借入金の支払利息など経常的であるが教育活動外となる支出です。
特別収入	資産売却差額、現物寄付など特殊な要因により一時的に発生した臨時的な収入です。
特別支出	資産処分差額など特殊な要因により一時的に発生した臨時的な支出です。
基本金組入額	学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地・校舎・機器備品・図書・現預金などの資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会計では、当該年度にこれらの資産の取得に充てた金額を基本金へ組入れる仕組みとなっています。この基本金の対象は、「学校法人会計基準」において、4つに分類するよう規定されています。4つの基本金については貸借対照表の科目に記載します。

貸借対照表の科目

科 目	概 要
現金預金	現金や銀行の各種預金及び貯金で、資金収支計算書の翌年度繰越支払資金と一致します。
特定資産	校舎や施設の増設や改築、機器備品の拡充や買い替え、退職金の支払いなど、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける科目で、主な資産内容は預金や公社債等の金融資産です。「第2号基本金引当特定資産」と「第3号基本金引当特定資産」については、純資産の部の「第2号基本金」と「第3号基本金」の額と一致しています。
退職給与引当金	将来の教職員の退職金に充てるため、一定の基準で引き当てた「条件付債務」です。
基本金	<p>学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持するものとして、事業活動収入のうちから組み入れた金額です。</p> <p>第1号基本金 : 設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置、既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額</p> <p>第2号基本金 : 第1号基本金となる資産を将来取得するために計画的に留保された金銭その他の資産の額</p> <p>第3号基本金 : 基金として継続的に保持し、その運用によって生じた利息や配当を特定の目的に使用する金銭その他の資産の額</p> <p>第4号基本金 : 恒常的に保持すべき資金（運転資金の約1か月分相当額）</p>
繰越収支差額	事業活動収支計算書における当年度収支差額の累積額です。